

第5章 特定都市河川流域において河川管理者及び下水道管理者以外の者が行う浸水被害の防止を図るための雨水の一時的な貯留又は地下への浸透に関する事項

第1節 河川管理者、下水道管理者以外の者が行う流域対策

市街地面積の増加に伴う雨水の流出増による浸水被害を防止・軽減するため、河川管理者、下水道管理者以外の者においても、学校や公園、公営住宅、道路等の公共施設への貯留浸透施設の整備を総合的に推進していく。

その中でも、昭和58年に策定した境川流域整備計画で、新規開発に対して応分の雨水流出抑制施設の設置を位置づけ、総合治水対策協議会が中心となり推進してきたが、法的拘束力が無いことなどから、計画どおりに設置できなかった。このことは、これまで開発された土地で、浸水が常襲するということとなり、浸水への対策要望が強くなっているもので、貯留浸透施設による対策が必要である。このため、過去、計画上未対策な貯留量の一部を、既開発対策相当分として計画に位置付け対策を推進するものである。

表 5.1 流域対策容量

市町名	計画流域対策量 (千m ³)		
	下水道以外の流域対策	既開発対策相当分 ※更なる目標量設定	合計
流域全体合計	59.9	371.2	431.1
名古屋市	7.1	0.0	7.1
刈谷市	0.0	86.9	86.9
豊田市	51.8	2.2	54.0
安城市	0.0	2.1	2.1
東海市	0.0	0.0	0.0
大府市	0.0	※ 42.0	42.0
知立市	0.0	50.6	50.6
豊明市	0.0	※ 98.3	98.3
日進市	1.0	0.0	1.0
みよし市	0.0	21.7	21.7
東郷町	0.0	35.9	35.9
東浦町	0.0	31.4	31.4

(注) 上記は平成21年度末時点の整備概要である。

第2節 浄化槽の雨水貯留槽への転用

境川・猿渡川流域は、下水道(汚水)整備の普及途上にある市町が多くあり、これらの市町においては、下水道(汚水)が整備され、各家庭において下水道に接続がなされるが、その際に不要となる浄化槽を雨水貯留槽として転用し、活用することが可能である。

このため、流域市町においては、流域内住民への浄化槽の雨水貯留槽への活用PRや助成等に取り組んでいくものとする。